今年75歳になられる方へお知らせ
後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、誰もが安心して医療を受けることができるように、高齢世代と現役世代の医療費負担を明確にして、公平でわかりやすく保険財政の安定化を図ることを目的としてつくられた、独立した医療保険制度です。

75歳になられた方（生活保護受給者を除く）は、国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険の資格はなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになります。

75歳の誕生日の1カ月前には「後期高齢者医療被保険者証」を書留郵便で順次郵送しますので、誕生日以降医療機関を受診する際は、この被保険者証を提示してください。医療機関の窓口では、かかった医療費の「1割」を支払っていただきます。ただし、一定以上の所得がある方（現役並み所得者）は、「3割」を支払っていただきます。

一部負担金割合の負担区分判定は、住民税課税所得が145万円以上の被保険者が一人でもいる場合は、同じ世帯にいるすべての被保険者が現役並み所得者となり、自己負担の割合は「3割」となります。ただし、前年の収入の合計額が単身世帯で383万円未満、2人以上世帯で520万円未満の方は、申請して認められると「1割」負担になります。

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに運営しており、埼玉県内では原則として均一の保険料率が設定されます。後期高齢者医療制度の被保険者になると、保険料を納めていただきますが、保険料は、全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、被保険者一人ひとりに通知されます。この「所得割額」の所得割率と「均等割額」は、二年ごとに見直すことになっており、平成25年度は次のとおり決定しています。7月に納付決定通知書を送付しますので、納期限までにお支払いください。75歳になったばかりの方は、年金からの天引き（特別徴収）はできません。口座振替をご希望の場合は、国民健康保険の情報を引き継ぎしないため、新たにお申し込みが必要となります。ご注意ください。

平成25年度の保険料
・「所得割額」の所得割率／8・25％
・「均等割額」／41、860円
・賦課限度額／55万円

＊被用者保険の被扶養者であった方について
後期高齢者医療制度の資格を取得した日の前日に、被用者保険の被扶養者であった方は、当分の間保険料が軽減されます。保険料の「所得割額」は課されません。「均等割額」の9割が軽減されます。ご不明の点等ある方は、保険年金課へお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料の納め方
後期高齢者医療保険料は、原則年金からの天引き（特別徴収）ですが、75歳になったばかりの方は、納付通知書による窓口納付（普通徴収）になります。7月から平成26年2月までの8期で1年分をお支払いいただきます。口座振替をご希望の場合は、各自お申し込みが必要です。金融機関に口座振替依頼書を提出し、お申し込みください。翌月から口座振替となります。

本年3月31日までに誕生日を迎え、75歳になった方で、介護保険料を年金天引きで支払っている方は、10月から後期保険料も年金天引き（特別徴収）になる場合があります。7月に送付する保険料額決定通知書に記載されますので、ご確認ください。

その際、保険料の年金天引き（特別徴収）を中止し、口座振替に変更することもできます。変更の手続きについては、保険年金課へご相談ください（国保税等の納付実績により、年金天引き中止の申し出が認められない場合があります。また、口座振替不能になった場合は、再度年金天引きに戻される場合があります）。

○特別徴収（年金からの天引き）の場合
年金の受給額が年間18万円以上で、2月まで特別徴収（天引き）で納付していた方は、平成25年度も特別徴収となり、年6回の年金受給時に、保険料が自動的に年金から天引きされます。7月に保険料決定通知書が送付されますのでご確認ください。

○普通徴収（納付通知書による納付、または口座振替）の場合
年金の受給額が年間18万円未満の方や、介護保険料が年金から天引きされていない方、年金天引き中止の申請をされた方、また本年4月以降に75歳になった方や他市町村から転入された方等は普通徴収となります。7月から計8回保険料を納付通知書により納付していただきます。また、口座振替をご希望の場合は、金融機関へお申し込みください。翌月からの口座振替となります。

昨年10月1日以降に75歳になった方、または10月以降に他市町村から転入された方等は、本年10月から特別徴収が開始される場合があります。納付通知書をご確認ください。

問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線111）へ。

ご利用ください！ 老人福祉センター

老人福祉センターでは、健康と仲間づくりを目的にさまざまな取り組みを行っています。皆さんのご利用をお待ちしています。

入館時間／午前9時～午後4時30分
入浴利用時間／午前10時30分～午後4時　＊温泉の日（毎月第1～3土曜日・第4日曜日）は午前10時～午後4時
通信カラオケ利用時間／午前10時45分～午後3時30分　＊1回100円、申込順
食堂利用時間／午前10時～午後2時
入館料／幼児無料、小中学生100円、60歳未満300円、60歳以上100円、70歳以上無料
休館日／毎週月曜日、第4金・土曜日
送迎バス／月8回、町内各所　＊本誌23頁参照
その他／趣味を生かした教養教室などを実施しています。また、夜間や団体でのご利用についてもお気軽にお問い合わせください。
問い合わせ／老人福祉センター（☎581・3861）へ。

かわせみ荘巡回バス運行表

折原・鉢形地区（第1・3木曜日）

時刻	〈　停車場所　〉
9:10	小園ゲートボール場前
9:17	露梨子信号南
9:20	三ケ山・山口製作所前
9:25	上の原公民館前
9:30	木持信号西
9:33	折原小学校東十字路
9:36	折原駅前
9:40	平倉公民館前
9:42	平倉ぶどう園入口
9:45	秋山公民館前
9:46	ボッシュ正門入口
9:49	上平・麦屋様宅前
9:52	上郷公民館前
9:54	下郷JA出荷所前
10:00	内宿公民館前
10:01	関山歩道橋前
10:03	立ヶ瀬公民館前

男衾地区（第2・4火曜日）

時刻	〈　停車場所　〉
9:10	昌国寺入口
9:12	赤浜横町交差点東
9:13	赤浜八幡神社前
9:16	スイートガーデン手前左
9:18	原橋十字路東
9:20	NTC工業前
9:27	鷹ノ巣ゲートボール場前
9:29	鷹ノ巣橋西
9:33	今市高蔵寺前
9:35	今市薬師堂前
9:39	塚田三島神社前
9:43	大勝屋せんべい店前
9:46	よりいトンボ自然館前
9:48	下郷公会堂前
9:50	塚越十字路
9:52	高橋百貨店前
9:55	不動寺公園前
9:56	ベイシア寄居店西駐車場入口
9:58	ドラッグイチワタ男衾店前
9:59	松本人形店前

市街地・西部地区（第1・3火曜日）

時刻	〈　停車場所　〉
9:12	グリーンブック前
9:15	末野コミュニティセンター
9:22	金尾公会堂前
9:27	末野神社前
9:29	竹原踏切北
9:33	善導寺入口
9:35	花園屋前
9:37	寄居小学校正門前
9:38	ファミリーマート前
9:39	田中医療器械店前
9:42	よりい会館前
9:45	寄居駅南口
9:49	さいしん前
9:50	新井家具店前

桜沢・用土地区（第2・4木曜日）

時刻	〈　停車場所　〉
9:05	山崎バス停前
9:10	用土植木センター前
9:12	4区公会堂前
9:13	諏訪神社前
9:18	松本モータース前
9:20	(株)ディーエスケイ前
9:23	8区公会堂前
9:27	9区公会堂前
9:32	12区公会堂前
9:37	10区公会堂前
9:39	小久保医院西交差点
9:41	セーブオン前
9:43	2区・林様宅前
9:54	くましん寄居支店前
9:56	志村歯科前
9:59	俊英館寄居中央校前
10:03	中小前田消防小屋前

※帰りのバス発車時刻は、午後3時となります。

ふるさと健康体操のご案内 ～4月から総合体育館・アタゴ記念館でも開催～

健康づくり・チャレンジポイント対象事業

吉幾三さんが歌う寄居町のイメージソング「ふるさとはこの町」に乗せて「のばす・まげる・まわす」運動を中心とした健康体操です。その他にも、室内で行う有酸素運動やストレッチなどを行います。

日ごろ運動習慣のない方は、この機会にぜひご利用ください。

※都合により変更することがありますので、本誌21頁の「保健事業」をご確認ください。

場　所	曜日（祝日、年末年始は除く）	時　間
保健福祉総合センター	毎週金曜日	午後4時～5時
総合体育館・アタゴ記念館　剣道場	第1・3・5木曜日	午前10時～11時

持参するもの／チャレンジポイントカード、飲み物、タオル、上履き（剣道場）
費用／無料
申し込み／不要
問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。